

過去の法制審議会における社会奉仕命令をめぐる議論状況

1 はじめに

平成2年に設けられた法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会では、同年12月から約2年間にわたり、「財産刑をめぐる基本問題」について審議検討が行われたが、その一環として、社会奉仕命令制度の導入が検討された。

議論の前提として、慶応義塾大学加藤久雄教授から、イギリスとドイツにおける社会奉仕命令制度の概要等について説明がなされた。

2 議論の概要

(1) 導入に賛同する意見の概要

労役場留置を回避することによって、資力の大小による刑罰執行上の不公平を解消できる。

短期自由刑の弊害を回避できる。

財産刑の短所である一身専属性の欠如の問題を解決できる。

我が国におけるボランティア活動の実態や施設内処遇の現状にかんがみると、自由刑に代わる制度として導入するのは適当ではなく、労役場留置に代わる制度として導入を検討すべきである。

労役場留置の処分を受けている者の中には、住居不定者など社会奉仕命令制度の対象者としてふさわしくない者が多い現状にかんがみ、労役場留置の制度は残し、社会奉仕命令制度との二本立てにすべきである。この場合、いずれを選択するかは裁判所の判断とする。

社会奉仕命令に違反したときは、労役場に収監することも考えるべきであるが、その場合、検察官の請求により裁判所が社会奉仕命令を取り消し、改めて労役場留置を言い渡すこととすべきである。

(2) 導入に反対する意見の概要

- ① 我が国は、欧米に比べ、ボランティア活動に対する意識が未熟である上、社会奉仕労働を受け入れる体制も貧弱であり、社会奉仕命令を受け入れる社会状況にない。
- ② 公衆の面前で社会奉仕活動をすることは、本人にとって、施設内処遇より

過酷なものとなり得る。

- ③ いわゆる逆差別が生じ、現在行われているボランティア活動がやりにくくなるおそれがある。
- ④ 諸外国が社会奉仕命令制度を導入した背景には、刑務所の過剰収容の問題があったということであるが、そのような状況にない我が国において、導入する必要があるのか疑問である。
- ⑤ 社会奉仕命令制度においては、対象者の選別が重要であるところ、実際に労役場留置となっている者は、ほとんどが住居不定・無職の者であり、このような者に対して社会奉仕命令が有用であるかは疑問である。
- ⑥ 社会奉仕命令に違反した場合の措置をどうするのか不明確である。
- ⑦ 人員及び予算の確保の問題がある上、果たして施設内処遇より安い経費で運営できるのか疑問である。
- ⑧ 労役場留置となるような者から社会奉仕命令を導入していくことは、かえって我が国に同制度を根付かせない結果となるのではないか。
- ⑨ 罰金刑の代替として労役場留置を位置付けた上、さらに労役場留置の代替として社会奉仕命令制度を位置付けるとなると、同制度は、代替の代替ということになるが、そのようなことは避けるべきである。